

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除(猶予)される制度があります。免除(猶予)には申請が必要で、所得審査があります。

■免除・猶予制度

▷保険料免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合…保険料の全額または一部(1/4、1/2、3/4)を免除

▷納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合…保険料の納付を猶予

※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

■申請の手続き

7月1日(金)から、市民課または多治見年金事務所で、平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月)を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■申請に必要な物

▷年金手帳 ▷印鑑 ▷身分証明書(運転免許証など)
▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など

■保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方や障がい者、寡婦の方をご相談ください。

問 市民課保険年金係(内線137)
または多治見年金事務所(☎0255)

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は**7月31日まで**です。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい保険証は、うすい紫色に変わります。

被保険者番号 ○○○○○○○○ 氏 名 広域 太郎 一部負担金の割合 ○ 割 有効期限 平成28年7月31日	被保険者番号 ○○○○○○○○ 氏 名 広域 太郎 一部負担金の割合 ○ 割 有効期限 平成29年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号○○○○○○○ 平成29年7月31日 住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 氏 名 広域 太郎 性別 男 生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 有効期日 平成○○年○○月○○日 交 付 年 月 日 平成27年 8月 1日 一部負担金の割合 ○ 割 保 険 者 番 号 ○○○○○○○○ 保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号○○○○○○○ 平成29年7月31日 住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 氏 名 広域 太郎 性別 男 生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 有効期日 平成○○年○○月○○日 交 付 年 月 日 平成28年 8月 1日 一部負担金の割合 ○ 割 保 険 者 番 号 ○○○○○○○○ 保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

7月31日までうすい緑色

8月1日からうすい紫色

■平成28年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

▷保険料の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得の合計額や個人の所得が基準以下の方、または、被用者保険(協会けんぽや健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方などに対して軽減します。詳しくは、後期高齢者医療保険料額決定通知書でご確認ください。

■保険料をコンビニでお支払いできるようになります

7月の保険料からコンビニエンスストア(コンビニ)で納付することができます。納期限が過ぎていなければ、休日や夜間でも納付でき、手数料はかかりません。

▷利用方法

バーコードが付いている納付書をコンビニのレジに持参し、現金で納めてください。利用できるコンビニは納付書の裏面をご覧ください。

問 市民課保険年金係(内線135)